

## 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 電気自動車用充電インフラ整備促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）およびエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「充電設備」とは、電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
  - ①「急速充電設備」とは、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
  - ②「蓄電池付急速充電設備」とは、主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。
  - ③「普通充電設備」とは、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (2)「経済産業省補助金」とは、一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、充電設備の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」をいう。
- (3)「商業施設及び宿泊施設等」とは、商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、公共施設、飲食施設、時間貸し駐車場等を指す。
- (4)「目的地充電」とは、移動先での滞在中の駐車時間に行う充電等をいう。
- (5)「リースモデル」とは、契約の名称にかかわらず、使用者が希望する設備（未使用品に限る。）をリース事業者が購入して使用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、使用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称を問わない。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、電気自動車等の利便性の向上又は普及の促進に寄与すると考えられ、不特定多数の者が利用することができる商業施設及び宿泊施設等への急速充電設備、蓄電池付き急速充電設備または普通充電設備設置事業（目的地充電）であることとする。

2 補助要件、補助対象経費、補助率、補助金の額及び補助上限額は別表1のとおりとする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、個人、個人事業者、法人（国、県、地方公共団体、独立行政法人は除く。）又はリース事業者であつて、次の各号に掲げるすべての要件に適合する者とする。

(1) 全ての県税に未納がないこと。

(2) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

2 前項のリース事業者が補助対象者となるには、前項に掲げる全ての要件に適合する者とリース契約等を締結することを要するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書は、充電設備の設置場所及び1基ごとに提出するものとする。

※普通充電設備における申請受付基数については、1箇所につき1基までとし、同一箇所に設置される充電設備が複数台ある場合においても、2基目以降の申請は受け付けないものとする。

3 第1項の交付申請書に添付する書類は、別表2のとおりとする。

4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（設置工事等を含む。）がある場合、第1項の交付申請書を提出するときに、利益等排除の申告を知事にしなければならない。

5 前項の利益等排除の対象となる調達先及び充電設備の利益等排除の方法は、経済産業省補助金指定の方法によるものとする。

6 第1項の書類の提出期限は令和6年12月27日まで（必着）とする。

7 知事は、提出された交付申請書等に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、期日にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を停止するものとし、予算の総額を超えた日に到着した交付申請書等は、同時に到着したものとみなし、抽選によって受理する交付申請書等を決定するものとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 前条の交付決定に当たって、知事は、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第3条及び第4条に定める要件に適合すること。

(2) 補助事業が次条に定める期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために、知事が必要に応じて報告を求め、又は利用状況調査や現地調査を実施するときは、遅滞なくこれに応じること。また、補助事業完了後も、求めに応じて事後状況について報告すること。

(4) 補助対象設備については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

(5) 補助対象設備を当該財産に係る処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）

内において、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供しないこと。

- (6) 補助事業の実施については、この要領のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。
- (7) その他補助金の目的を達成するために、知事が必要と認めることを実施すること。
- (8) 知事は、補助事業者が前号に掲げる条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

#### (事業の実施)

第8条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始するものとし、令和7年2月28日までに事業を完了すること。

ただし、止むを得ない理由により翌年度への繰越を必要とするときに限り、補助事業者はその理由とともに、繰越承認申請書（様式第13号）を、補助金交付決定年度の10月末日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、補助事業者に対し、書面により繰越の可否を通知するものとする。

#### (補助事業の変更等)

第9条 前条の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、変更等承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更は除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

- 2 知事は、第1項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは必要な条件を付して変更を承認するものとし、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金額の増額は行わないものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

#### (遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了せず、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに事故報告書（様式第9号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了した後、実績報告書（様式第2号）を、別に定める必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。前項の実績報告書に添付する書類は、別表3のとおりとする。

- 2 補助事業者は、第5条第5項の利益等排除の方法による第6条の交付の決定を受けた場合は、第1項の実績報告書を提出するときに、利益等排除の申立てを知事にしなければならない。

- 3 実績報告書及び必要書類（以下、「実績報告書等」という。）の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備に係る補正が完了した時点で提出がなされたものとする。
- 4 実績報告書等の提出期限は令和7年2月28日まで（必着）とする。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の額の確定があったときは、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）により、知事に補助金の支払を請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令、福井県補助金等交付規則又は本交付要領に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- （2）補助金を他の用途に使用した場合
- （3）不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- （4）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- （5）前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- （6）補助事業者（その役員を含む。）が、福井県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 前項の規定は、第12条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 補助事業者は、知事が前条の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る契約書その他の関係書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、補助金交付申請書に記載した設置場所においてその効率的運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 18 条 要綱第 8 条の規定により財産処分の制限を受ける財産は、補助対象設備のうち取得価格が単価 50 万円以上のものとし、取得財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）」において定められた期間とする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により定められた期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第 20 条 知事は、交付決定を行った補助事業に係る情報のうち、充電設備を設置する施設の名称、所在地及び充電設備の種類等、必要と認めるものを公表できることとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 21 条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について、本補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請時に誓約書（様式第 5 号）の提出をもって、これに誓約したものととする。

(その他)

第 22 条 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

別表1 (第3条第2項関係)

経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合	補助要件	補助の対象となる充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 経済産業省補助金の補助対象設備の内、急速充電設備または蓄電池付急速充電設備、普通充電設備であること。 ※急速充電器の種別が90kW以上のものは補助対象外とする。 ※普通充電設備において、「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」は補助対象外とする。 (2) 経済産業省補助金の対象事業のうち、商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業(目的地充電)であって、経済産業省補助金の交付決定を令和6年4月1日以降に受けていること。 (3) 国又は県の他の同種の補助金(第2条第4号に規定する経済産業省補助金を除く)の交付を重複して受けるものでないこと。 (4) 県内に設置する、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。 (5) 公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所に設置すること。 (6) 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。 (7) 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。 (8) 設置及びその経費の支払いが第11条第4項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。 (9) リース事業者が補助事業となる場合、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定するとともにその内容をリース料金の算定根拠明細書(様式第7号)に記載すること。 (10) 設置した充電設備について、第18条に規定する財産処分制限期間を満了できること。 (11) 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定であることを申告し、第5条第1項に規定する補助金交付申請書においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。		
	補助対象経費 (消費税及び地方消費税を除く。)	急速充電設備	充電設備の購入費(経済産業省補助金指定の補助金交付上限額又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)。	
		普通充電設備	充電設備の購入費(経済産業省補助金指定の補助金交付上限額又は購入価格のいずれか低い方の価格)	

	補助率	1 / 2	
	補助金の額	<p>経済産業省補助金の交付確定額に上記の率を乗じた額を県補助金の補助額とする。</p> <p>※補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p>	
	補助上限額	急速充電設備	<p>150万円</p> <p>※急速充電設備の場合、県補助金は経済産業省補助金と合わせて総事業費の最大3/4を超えない範囲で支給する。</p>
		普通充電設備	<p>15万円</p> <p>※普通充電設備の場合、申請可能基数については1箇所につき1基までとする。</p>
経済産業省補助金を活用せず県補助金へ申請する場合	補助要件	<p>補助の対象となる充電設備は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>(1) 経済産業省補助金が指定する補助対象設備の内、急速充電設備、蓄電池付急速充電設備、普通充電設備であること。</p> <p>※急速充電器の種別が90kW以上のものは補助対象外とする。</p> <p>※普通充電設備において、「充電用コンセント」及び「充電用コンセントスタンド」は補助対象外とする。</p> <p>(2) 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）であること。</p> <p>(3) 国又は県の他の同種の補助金（第2条第4号に規定する経済産業省補助金を除く）の交付を重複して受けるものでないこと。</p> <p>(4) 県内に設置する、新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。</p> <p>(5) 公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所に設置すること。</p> <p>(6) 利用者を限定せず、利用にあたり他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと。ただし、駐車料金の徴収は可とする。</p> <p>(7) 設置場所である施設等の入口に、充電場所を示す案内板を設置すること。</p> <p>(8) 設置及びその経費の支払いが第11条第4項に規定する実績報告書提出期限日までに完了すること。</p> <p>(9) リース事業者が補助事業となる場合、リース料金の総額に補助金相当額を充当し、値下がりを反映したリース料金を設定するとともにその内容をリース料金の算定根拠明細書（様式第7号）に記載すること。</p> <p>(10) 設置した充電設備について、第18条に規定する財産処分制限期間を満了できること。</p> <p>(11) 充電設備の場所や利用可能時間、メンテナンス等による休止状況及び空き状況などを利用者が誰でもインターネット上で確認できること。ただし、インターネット上に掲載予定で</p>	

		あることを申告し、第5条第1項に規定する補助金交付申請書においてインターネット上の掲載先等を報告することで可とする。
補助対象経費 (消費税及び 地方消費税を 除く。)	急速充 電設備	充電設備の購入費(経済産業省補助金指定の補助金交付上限額又は購入価格のいずれか低い方の価格)及び充電設備の設置工事費(充電設備設置工事費、案内板設置工事費、付帯設備設置工事費及びその他設置に係る費用)。
	普通充 電設備	充電設備の購入費(経済産業省補助金指定の補助金交付上限額又は購入価格のいずれか低い方の価格)
補助率	1 / 2	
補助金の額	<p>国庫補助相当額を算定し、その額に上記の率を乗じたものを県補助金の補助額とする。</p> <p>※1 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>※2 国庫補助相当額は経済産業省補助金指定の補助対象充電設備型式一覧表、事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額をもとに算定する。</p> <p>※3 国庫補助相当額の算定には国庫補助相当額算定表(様式第11号)を用い、交付申請時及び実績報告時に添付すること。</p>	
補助上限額	急速充 電設備	150万円 ※急速充電設備の場合、県補助金は経済産業省補助金と合わせて総事業費の最大3/4を超えない範囲で支給する。
	普通充 電設備	15万円 ※普通充電設備の場合、申請可能基数については1箇所につき1基までとする。

※充電設備の設置工事費の詳細項目については、知事が別に定める。



別表 2 (第 5 条第 3 項関係)

<p>①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）※法人の場合。リース事業者が補助事業者の場合は、リース事業者のものと併せて提出。</p> <p>②住民票、免許証、マイナンバーカード（表面のみ）のいずれか（写し）※個人の場合。リース事業者が補助事業者の場合は、リース事業者のものと併せて提出。</p> <p>③経済産業省補助金の交付決定通知書（写し）※経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合</p> <p>④国庫補助相当額算定表（様式第 11 号）※経済産業省補助金を活用せず県補助金へ申請する場合</p> <p>⑤県税の納税状況の確認に関する同意書（様式第 4 号）または納税証明書のいずれか</p> <p>⑥税務署が発行する納税証明書（地方消費税等の未納の税額がないことの証明）※法人、個人事業主の場合（免税事業者を除く）</p> <p>⑦債権債務者登録書（様式第 12 号）</p> <p>⑧誓約書（様式第 5 号）</p> <p>⑨補助対象経費に係る見積書</p> <p>⑩導入施設の概要（施設の概要が確認できる書類、地図、写真等）</p> <p>⑪設置場所の見取図</p> <p>⑫設置場所の平面図</p> <p>⑬電気系統図</p> <p>⑭配線ルート図</p> <p>⑮要部写真</p> <p>⑯土地所有者の設置承諾書 ※設置場所が借地の場合</p> <p>⑰その他知事が必要と認める書類</p>
--

別表 3 (第 11 条第 1 項関係)

<p>①補助事業に係る請求書及び領収書</p> <p>②経済産業省補助金の額の確定通知書（写し）※経済産業省補助金の上乗せで県補助金へ申請する場合。</p> <p>③補助対象設備の保証書</p> <p>④補助対象設備の設置完了証明書（様式第 6 号）</p> <p>⑤国庫補助相当額算定表（様式第 11 号）※経済産業省補助金を活用せず県補助金へ申請する場合。なお、経費の実績に基づいていること。</p> <p>⑥完成後の設置場所の見取図 ※交付申請時から変更がある場合。</p> <p>⑦完成後の設置場所の平面図 ※交付申請時から変更がある場合。</p> <p>⑧完成後の電気系統図 ※交付申請時から変更がある場合。</p> <p>⑨完成後の配線ルート図 ※交付申請時から変更がある場合。</p> <p>⑩要部写真</p> <p>⑪他の補助金・助成金等を受給する場合、その受給額が確認できる書類の写し</p> <p>⑫リース料金の算定根拠明細書（様式第 7 号） ※リース事業者が補助事業者となる場合。</p> <p>⑬リース契約書（写し） ※リースモデルの場合。</p> <p>⑭ その他知事が必要と認める書類</p>
---